第555号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1996年) 平成8年 4月 5日 金曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町3－1－10 Tel:06-209-7678
編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

♤建築物の耐震改修は8％の特別償却

Q：当社は地震に備えて建物の改修工事を行うつもりです。これについて税務上何か特例はありますか。

A：8年度改正で、建築物の耐震改修については特別償却ができることになっています。一定の要件を満たせば、初年度に取得価額の8％の特別償却を行うことができます。

【解説】

建築物の耐震改修を行う者は、建築物の耐震改修の事業内容、資金計画、建築面積、事業の実施時期等を記載した建築物の地震改修計画を所管行政庁に申請し、計画の認定を受けることになります。

そのうち、特別償却ができる対象となるものは、昭和56年6月1日以前に建築された建築物で(1)病院、百貨店、ホテル、飲食店等の不特定多数の者が利用する特定建築物、(2)事務所等多数の者が利用する地上6階建以上の特定建築物で容積率400％以上のもの又は避難路沿いの地域にあるものとなっています。

耐震改修の工事の施行に伴い取得される建築部分について、初年度に取得価額の8％の特別償却ができるため、例えば改修工事が1，000万円だった場合には、80万円(1,000万円×8％）について特別償却できることになります。これにより、法人税率37.5％の場合には、30万円（80万円×0.375)の法人税が軽減されることになります。

なお、税務上の措置は、平成8年4月1日から適用されます。